

災害発生時に関する市からのお知らせ



津波災害の避難指示に関する判断基準が変わりました！
津波注意報以上の発表で、浸水予想地域に原則「避難指示(緊急)」を発令

気象庁が発表する津波に関する情報は、津波高が若干変動する「津波予報」、20釐以上の「津波注意報」、1釐を超える「津波警報」、3釐を超える「大津波警報」の4区分です。

本市では、これまで平成26年3月に策定した地域防災計画に基づき、「津波注意報時には注意喚起情報」、「津波警報時には避難勧告」、「大津波警報時には避難指示」を発令してきました。

一方、国では平成27年8月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を見直し、「津波注意報以上の場合、自治体は、浸水が予想される地域に対して、基本的に避難指示を発令する」こととなりました。

今後、本市でも、国のガイドラインに基づき、津波注意報以上が発表された時は、浸水予想地域(主に沿岸部)に、原則『**避難指示(緊急)**』を発令します。



災害発生時の避難行動の名称が変更になりました！

これまで災害や災害被害が発生する恐れがある状況に応じて、各自治体が発令していた避難行動の名称が変更されました。

本市では、これまで緊急度の高い順に「避難指示」、「避難勧告」、「避難準備情報」という名称でしたが、今回の変更により、同じく「**避難指示(緊急)**」、「**避難勧告**」、「**避難準備・高齢者等避難開始**」となります。

各避難行動の意味は次のとおりです。

避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに避難してください。 ・避難する時間がないときは、生命を守る最低限の行動をとってください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所などへ避難しましょう。 ・危険の及ぶ場所(崖地、浸水区域、地下など)にいる場合は、速やかに安全な場所に避難しましょう。
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ・避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方など)は避難を開始しましょう。

※なお、災害発生時には、防災無線やテレビ、ラジオなどからの発令情報などに、十分ご注意ください。

☎ 市民安全課防災係 ☎ 355-6491

避難行動要支援者に防災ラジオを配布しています



下記の①～⑧の方の中で、災害が発生した場合、自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動を取ることが特に困難で、何らかの助けが必要な方を対象に防災ラジオを配布しています。登録は、長寿社会課窓口または地域の民生委員を通じて申請してください。

【避難行動要支援者の範囲】

①65歳以上のひとり暮らしの方・高齢者世帯の方②在宅で寝たきり・認知症(おおむね要介護3以上)の方③在宅の身体障がい者(肢体不自由1～2級、視覚1～2級、聴覚1～2級)④知的障がい者(療育手帳A・B)⑤精神障がい者(保健福祉手帳1～2級)⑥内部障がい者(心臓・呼吸器機能障害1～3級)⑦難病認定者⑧そのほか、支援が必要と判断される方

☎ 長寿社会課長寿支援係 ☎ 364-1204